

暫定案

令和 7 年度 行政運営方針



(世界遺産 平泉中尊寺)



厚生労働省 岩手労働局

令和7年度 岩手労働局行政運営方針 項目一覧

第1 労働行政を取り巻く情勢

1 社会経済情勢

- (1) 社会経済の構造的な変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 昨今の岩手県内における経済情勢・・・・・・・・ 1

2 雇用をめぐる動向

- (1) 最近の雇用情勢・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 女性の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 若者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 高年齢者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) 障害者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 外国人の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (7) 非正規雇用（短時間）労働者の雇用状況・・・・ 4
- (8) 職業訓練の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 労働条件等をめぐる動向

- (1) 申告・相談等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 労働時間の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 賃金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 労働災害・労災補償の状況・・・・・・・・・・・・ 5

第2 本年度における総合労働行政機関としての施策の推進・・・・・・・・ 6

第3 賃上げ環境の整備等

- 1 地方版政労使会議の開催等、賃上げに向けた機運の醸成・・・・ 7
- 2 賃金の引上げに向けた環境づくり及び中小・小規模事業者
への支援等
- (1) 賃金の引上げに向けた中小・小規模事業者等への支援・・・・ 7
- (2) 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の賃上げ等・・・・ 8
- 3 最低賃金制度等の適切な運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍の推進

- (1) 女性活躍推進に向けた取組の推進等・・・・・・・・ 9
- (2) ハローワークのマザーズコーナー等による
子育て中の女性等に対する就職支援・・・・ 9

2 仕事と育児・介護の両立支援

- (1) 男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援・・・ 9
- (2) 次世代育成支援対策の推進等・・・ 10

3 中高年層、若者等労働者への支援

- (1) 中高年層への活躍支援・・・ 10
- (2) 正社員就職を希望する若者への支援・・・ 10
- (3) 新規学卒者等への支援・・・ 10
- (4) 地域若者サポートステーションにおける就労自立支援・・・ 11

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

- (1) 高齢者の就労・社会参加の促進・・・ 11
- (2) 障害者の就労促進・・・ 12
- (3) 外国人労働者に対する支援・・・ 12

5 人手不足への対応等

- (1) 人手不足分野の人材確保・・・ 13
- (2) 求人充足サービスの充実・・・ 13
- (3) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等・・・ 13
- (4) 自治体との連携による雇用対策の推進・・・ 13
- (5) 雇用仲介事業者への対応・・・ 14

6 リ・スキリングによる能力向上支援

- (1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進・・・ 14
- (2) 地域のニーズに対応した職業訓練の実施、活用促進・・・ 14
- (3) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充・・・ 15
- (4) 人材開発支援助成金による人材育成の推進・・・ 15

第5 職場環境改善に向けた取組

1 総合的ハラスメント対策

- (1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置の徹底・・・ 15
- (2) カスタマーハラスメント対策及び就活ハラスメント対策の推進・・・ 15
- (3) ハラスメントに起因する労災への適切な対応・・・ 16

(4) 総合労働相談に対する適切な対応	1 6
2 安全で健康に働くことができる環境づくり	
(1) 長時間労働の抑制	1 6
(2) 労働条件の確保・改善対策	1 8
(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	1 8
(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理	2 1
3 多様な働き方の実現に向けた環境整備、	
ワークライフバランスの促進	2 2
4 フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等	2 3

【資料編】

1 令和7年度岩手労働局主要業務予定表	2 4
2 令和7年度岩手労働局広報計画表	2 6

第 1 労働行政を取り巻く情勢

1 社会経済情勢

(1) 社会経済の構造的な変化

岩手県内の人口は、昭和 35 年の 144 万 9 千人をピークに増加から減少に転じ、平成 11 年以降は死亡者数が出生者数を上回る「自然減」となったことも重なり、令和 6 年 10 月現在では約 114 万人（前年同期比約 1 万 8 千人減）と減少傾向が続いている（岩手県ふるさと振興部「岩手県人口移動報告年報（令和 6 年 12 月）」）。

また、岩手県の生産年齢人口は、令和 2 年の 67 万 1 千人から 30 年後の令和 32 年には 36 万 2 千人と大幅に減少するとの推計が示されている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計（令和 6 年 10 月 25 日）」））。

このように岩手県においては今後も人口の減少、少子・高齢化が急速に進行する状況にあることから、引き続き、地域社会や産業を支える労働力の確保が重要な課題となっている。

(2) 昨今の岩手県内における経済情勢

日本銀行盛岡事務所「岩手県金融経済概況（2024 年 11 月）」によると、「県内経済は、穏やかに持ち直している。最終需要の動きをみると、公共投資は、横這い圏内の動きとなっている。設備投資は、減少している。個人消費は、穏やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。この間、生産は、穏やかに持ち直している。雇用・所得環境は、改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。」とされている。

また、岩手県が実施した「エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者への影響調査（令和 6 年 11 月分）」によると、「原料・資材高騰への対応」が 54.3%、「人材確保」が 49.5%、「価格転嫁」が 48.0%、「賃金の引上げ」が 42.6%となっており、引き続き、物価高騰の影響や適切な価格転嫁、人材確保、賃上げへの対応等を経営課題としている事業者が多い状況にある。」とされている。

2 雇用をめぐる動向

(1) 最近の雇用情勢

有効求人数は、減少傾向にある。特に雇用保険被保険者を多く抱える製造業は、他の産業と比較して減少が目立つ。半導体産業の回復に期待が集まるが、大きな求人の動きはみられない。その一方で、2024年問題等で人員体制強化が急務となった運輸業においては求人が増加している。物価上昇やエネルギー価格の高騰、人件費高騰が多くの産業に影響を与えており、人手不足との声が多く聞かれるものの、求人に勢いがな

い状態が続いている。

有効求職者数は、ほぼ横這いで推移しており比較的落ち着いた状況にある。倒産件数が増加している中で、有効求職者数に目立った増加はみられない。在職者や自己都合離職者は減少傾向にある。

(2) 女性の雇用状況等

令和5年12月末の岩手県内の女性の常用労働者数は20万3千人で、前年同期に比べ9千人増加、常用労働者全体に占める割合についても48.2%（全国48.2%）と、前年の46.9%を1.3ポイント上回っている（厚生労働省「毎月勤労統計調査（事業場規模5人以上）」）。

また、令和5年における一般労働者の所定内給与額の男女間格差は、男性を100とした場合、女性は80.3（全国74.8）で、過去10年間で初めて8割を超えており、格差は縮小傾向にある（厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」）。

岩手県内における育児休業の取得率は、令和6年度調査結果によると、女性が98.6%（前回調査：83.5%）、男性は43.0%（前回調査：19.9%）と、とりわけ男性の上昇が顕著となっている（岩手県「企業・事業所行動調査」、2年に一度の調査）。

(3) 若者の雇用状況

令和7年1月末現在における令和7年3月新規学校卒業予定者の就職内定率を見ると、大学については87.5%と前年同期比2.0ポイント低下、高校については95.5%と前年同期比0.2ポイント低下した。

特徴として、県内志向は高いものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に戻りつつあり、県外就職への動きが見られ、県内就職割合は大学35.1%、高校70.3%となっている。

一方、岩手県内の令和3年3月新規学校卒業就職者の3年以内離職率は、高校38.9%（全国38.4%）、短大等40.1%（同44.6%）、大学36.1%（同34.9%）となっており、短大等は全国平均より低く、高校・大学は全国平均より高い状況にある。

(4) 高年齢者の雇用状況

令和6年6月1日現在の高年齢者の雇用状況は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく65歳までの雇用確保措置を実施している民間企業等（常時雇用する労働者が21人以上の事業主）が100.0%となっている。

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業割合は42.2%と前年から2.7ポイント増加し、全国平均の31.9%を上回っており全国2位になっている。

また、新規求職者の状況をみると、全年齢に占める65歳以上の割合

は、令和 7 年 1 月現在 18.0% で、前年同月（16.1%）を 2.0 ポイント上回っており高年齢の求職者割合が増加傾向にある。

（５）障害者の雇用状況

令和 6 年 6 月 1 日現在の民間企業（常時雇用する労働者が 40.0 人以上の事業主）の雇用障害者数は、3,658.0 人と前年より 3.4%（119.5 人）増加し過去最高となり、実雇用率についても、過去最高の 2.50%（全国 23 位）と全国平均（2.41%）を上回り、法定雇用率（2.5%）を達成した。

また、法定雇用率を達成している民間企業の割合は 55.4%（全国 17 位）と令和 6 年 4 月より法定雇用率が 2.3% から 2.5% に引き上げられ対象事業主が増加したことにより前年より 3.8 ポイント低下したが、全国平均（46.0%）より 9.4 ポイント高くなっている。

公的機関における障害者の雇用状況は、岩手県の機関の雇用障害者数は 272.0 人で、前年より 0.7%（2.0 人）減少、実雇用率は 2.77% と、前年と同様であった。市町村の機関の雇用障害者数は 421.0 人で、前年より 8.2%（32.0 人）増加、実雇用率は 2.86% と、前年と比べ 0.23 ポイント上昇した。教育委員会の雇用障害者数は 225.0 人で前年より 4.9%（11.5 人）減少、実雇用率は 2.49% と、前年に比べ 0.05 ポイント低下した。

また、法定雇用率の達成状況については、岩手県の 4 機関のうち 1 機関、市町村の 47 機関のうち 6 機関、及び岩手県教育委員会が未達成となっている。未達成要因として、令和 6 年 4 月より法定雇用率が引き上げられたこと等が考えられる。

（６）外国人の雇用状況

令和 6 年 10 月末現在において、外国人を雇用している事業所は 1,253 事業所（前年同期比 53 事業所増加）、外国人労働者数は 7,866 人（同 784 人増加）と事業所数、労働者数ともに過去最高を記録している。

在留資格別にみると、「技能実習」が最も多く 3,825 人（同 484 人増加）で外国人労働者全体のおよそ半分となる 48.6% を占め、次いで、「専門的・技術的分野」が 2,167 人（同 383 人増加：構成比 27.5%）となっている。なお、「専門的・技術的分野」のうち特定技能は 1,342 人（同 265 人増加）であり、技能実習とともに外国人労働者の主な増加要因となっている。

国籍別にみると、ベトナムが最も多い 2,345 人で外国人労働者全体の 29.8% を占め、次いでインドネシア 1,276 人（構成比 16.2%）、フィリピン 1,228 人（同 15.6%）である。

技能実習や特定技能が多い岩手県においては、東南アジア等の新興国からの受入割合が高くなっている。

(7) 非正規雇用（短時間）労働者の雇用状況

令和5年12月末の岩手県内の常用労働者数（42万人）に占めるパートタイム労働者（9万7千人）の割合は23.1%で、前年（23.6%）を0.5ポイント下回っている。（厚生労働省「毎月勤労統計調査（事業場規模5人以上）」）

また、令和5年の一般労働者と短時間労働者の賃金格差は、一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100とした場合、短時間労働者は80.3（全国73.7）となっている（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）。

(8) 職業訓練の実施状況

令和7年1月末現在の受講者数は委託訓練が958人（定員充足率75.7%）、施設内訓練が252人（定員充足率77.1%）、求職者支援訓練が362人（充足率73.9%）と、訓練コースの減少もあり昨年度と比較し減少している。

就職率は、委託訓練70.8%、施設内訓練89.3%、求職者支援訓練の基礎コース52.4%、実践コース74.3%となっている。

人手不足を背景に職業訓練の需要は高いものの、訓練コースの設定、訓練カリキュラム内容等の更なる検討が必要である。

なお、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施している在職者を対象とした生産性向上支援訓練においては、DXコース等の受講が堅調に推移している。

3 労働条件等をめぐる動向

(1) 申告・相談等の状況

ア 申告等

令和6年に岩手県内の各労働基準監督署（以下「監督署」という。）が労働基準関係法令違反の申告を処理した件数は、239件と前年（211件）から2年連続増加し、長期的な減少傾向から増加に転じている。

申告処理件数の内訳を見ると、「賃金不払」が166件、「解雇」35件で横ばいに推移しているものの、雇入通知書の交付や年次有給休暇の取得に関する申告が増加している。

イ 労働相談等

総合労働相談件数は、平成24年度以降増加傾向で推移しており、令和7年1月末現在で岩手県内8か所に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた件数は10,320件（前年同期9,239件）で、前年から増加となっている。このうち民事上の個別労働紛争（労働施策総合推進法等に基づくハラスメントに関するものを除く）に係る相談件数は3,179件で、前年同期（3,099件）と比較し増加している。

相談内容では、いじめ・嫌がらせの相談件数が 727 件と前年度に引き続き最も多く、自己都合退職が 672 件、解雇が 407 件、労働条件引下げが 313 件、退職勧奨が 299 件となっている。

一方、助言・指導の申出件数は 48 件（前年同期 68 件）と減少しており、あっせんの申請件数は 27 件（前年同期 27 件）と横ばいとなっているが、あっせんの参加件数は 16 件（前年同期 7 件）と増加している。

また、岩手労働局が把握した使用者による障害者虐待件数は、18 件（前年度 34 件）と前年より減少している。

（２）労働時間の現状

令和 5 年における岩手県内の一人平均年間総実労働時間は 1,768 時間と、前年に比べて 4 時間減少したものの、全国平均 1,726 時間よりも上回っている（厚生労働省「毎月勤労統計調査（事業所規模 30 人以上）」）。

また、令和 5 年度における労働者一人平均年次有給休暇取得率は 63.45%と、前年（59.19%）を 4.26 ポイント上回った（全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」）。

（３）賃金の状況

令和 5 年における岩手県内の一人平均月間所定内給与額は 235,998 円となっており、令和 4 年（235,333 円）と比較して 0.03%増加したが、令和 5 年における全国の一人平均月間所定内給与額 283,594 円を 47,596 円下回った。

なお、全国平均を 100 とした岩手県内と全国の一人平均月間所定内給与額の差は、過去 10 年で、82.07 から 85.07 までの間で拡大と縮小を繰り返しており、令和 5 年は 83.22 となっている（厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業所規模 30 人以上、調査産業計）。

おって、全国的には、令和 6 年春闘妥結率は 5.33%という集計結果となっている（厚生労働省「令和 6 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」令和 6 年 8 月 2 日発表）。

（４）労働災害・労災補償の状況

ア 労働災害

令和 6 年（令和 7 年 1 月末現在速報値、新型コロナウイルス感染症を除く）における岩手県内全産業の休業 4 日以上之死傷者数は、冬季における降雪量減少に伴う転倒災害が減少したことにより 1,333 人（うち死亡者数 9 人）と前年同期比で 58 人、4.2%の減少となり、死亡者数は 2 人、18.2%減少した。

業種別で死傷者数が増加している業種は鉱業 4 人（前年同期比 2 人、100.0%増）、貨物取扱業 6 人（同 2 人、50.0%増）、農林業 63 人（同

6人、10.5%増)、畜産水産業72人(同3人、4.3%増)、商業202人(+9人、4.7%増)となり、死傷者数が減少している業種は製造業272人(同14人、4.9%減)、建設業197人(同12人、5.7%減)、運輸交通業145人(同3人、2.0%減)、通信業12人(同8人、40.0%減)、保健衛生業158人(同26人、14.1%減)、接客娯楽業69人(同9人、11.5%減)となっている。

事故の型別では、「転倒」が376人(構成比28.2%)と最も多く、次いで「墜落・転落」197人(同14.8%)、「動作の反動・無理な動作」172人(同12.9%)、「はさまれ・巻き込まれ」137人(同10.3%)の順となっている。

年代別では「60代」が345人(前年同期比2人、0.6%増)と最も多く、次いで「50代」334人(同50人、13.0%減)、「40代」242人(同22人、10.0%増)の順となっている。また、「50代」「60代」で約半数(構成比率51.0%、前年同期52.3%)を超えている。

イ 労災補償

令和5年度における岩手県内の労災保険給付の新規受給者数は8,080人となっており、令和4年度の8,257人から177人(2.1%)減少した。

令和7年1月末現在の過重労働等を要因とした脳・心臓疾患事案に係る労災請求件数は2件(昨年度3件)、精神障害事案に係る労災請求件数は24件(うち自殺1件(昨年度17件(うち自殺2件)))となっている。今年度の精神障害事案の労災請求件数24件のうち、ハラスメントを発病原因として請求されたものは18件であり、全体の75%を占めている。

また、石綿関連事案に係る労災請求件数は9件(昨年度4件)、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の請求件数は2件(昨年度8件)となっている。

第2 本年度における総合労働行政機関としての施策の推進

本年度においては、賃上げ環境の整備、多様な人材の活躍促進、職場環境改善を重点的に取り組むこととしており、具体的には第3以降に述べるが、岩手労働局が岩手県内において総合労働行政機関として機能していくため、労働局、監督署及びハローワークが一体となって雇用・労働施策を総合的、一体的に進めていく必要がある。

特に昨今は、物価上昇を上回る賃金上昇、三位一体の労働市場改革、中小企業等における人材確保など、その実現に向けた課題が山積している。こうした課題に対しては、関係行政機関をはじめ、岩手県、各市町村、商工団体をはじめとした関係団体、金融機関等とも連携し、それぞれの役割を発揮し

ながら横の連携を図っていくことが重要であり、労働局もその一員として、県内各地域や県民からの期待に真に応えていくことが求められている。

第3 賃上げ環境の整備等

1 地方版政労使会議の開催等、賃上げに向けた機運の醸成

賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益の増加や人材の確保・企業の生産性向上につながり、更なる賃上げや持続的な成長という好循環をもたらすものとの考えから、賃金上昇と経済成長の好循環が動き出しつつある流れを維持していくことが重要、とされたこと（「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定））等を踏まえ、労働施策総合推進法に基づく協議会（地方版政労使会議）については、中小企業・小規模事業者における働き方改革、賃金引上げに向けた環境整備及び地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境等の改善に向けて、地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、適切な時期に開催し、構成員が講ずる支援策の紹介等を行うなど、機運の醸成に努める。

2 賃金の引上げに向けた環境づくり及び中小・小規模事業者への支援等

（1）賃金の引上げに向けた中小・小規模事業者等への支援

最低賃金・賃金の引上げには、中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠である。このため、業務改善助成金をはじめ賃上げに資する各種施策をパッケージで周知し、活用を促進するとともに、岩手県や他省庁、よろず支援拠点等関係機関とも連携し、賃金引上げに資するそれぞれの支援制度等の活用についても、引き続き周知を図る。

また、「岩手働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対する支援を行う。

さらに、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に加え「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、政府一体となって取組を進めるとともに、令和5年7月に県内の関係機関により行われた「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」の趣旨も踏まえ、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と「買ったたき」等が疑われる事案に係る通報制度の周知等賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行う。

あわせて、監督指導等において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる岩手県内の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行う。

(2) 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の賃上げ等

非正規雇用労働者の賃上げに資することからも、監督署から提供された情報を中心に、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を実施するほか、基本給・賞与の差の根拠の説明が不十分な場合に文書で点検を要請する等により、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

また、派遣労働者については、派遣先に雇用される通常の労働者との同一労働同一賃金の履行確保のため、労働者派遣法に基づく労使協定書の点検、指導等を実施する。

これらの、是正指導の実効性を高めるため、岩手働き方改革推進支援センターが実施する窓口相談や個別訪問支援、各種セミナーの利用を勧奨する。

さらに、同センターによる業種別団体等に対する支援等と併せ、希望する非正規雇用労働者の正社員化（紹介予定派遣を通じた正社員化も含む）や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を行う。

また、令和6年4月以降の無期転換申込権を有する者の契約更新時においては、労働基準法に基づく労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件が追加されていることから、無期転換ルールについて、有期契約労働者及び有期契約労働者を雇用する事業主に対して、引き続き周知・啓発を図る。

3 最低賃金制度等の適切な運営

最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るセーフティネットであることから、適切に機能させていくことが重要である。

このため、岩手県内の経済情勢や雇用動向などを的確に把握し、岩手地方最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、改定された最低賃金については、岩手県、各市町村、労使団体等の協力を得ながら周知を徹底する。また、最低賃金の履行確保に問題があると考えられる業種等を的確に捉えた監督指導を行う。

家内労働者に対する対策として、令和7年6月発効見込みの岩手県電気機械器具製造業最低工賃について、委託者、家内労働者及び関係団体に対し、改正最低工賃の周知徹底を図る。

また、「第15次最低工賃新設・改正計画」に基づき、岩手県既製洋服製造業最低工賃の改正決定のため、最低工賃専門部会の円滑な運営を図る。

加えて、委託者に対し、家内労働手帳の交付、危害防止措置の徹底等を指導し、委託条件の明確化、工賃支払の適正化及び適切な安全衛生措置の確保を推進させ、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る。

第4 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍の推進

(1) 女性活躍推進に向けた取組の推進等

本年度において、女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう周知に取り組むことと併せて、現行における女性活躍推進法により常時雇用する労働者数 301 人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表について、すべての事業場で確実に行われるよう働きかける。

加えて、男女雇用機会均等法に基づく報告徴収等の実施により、雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止をはじめとする法の遵守を徹底する。

(2) ハローワークのマザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援

子育てしながら就職を希望する女性等に対しては、ハローワークにおいて、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

盛岡、宮古、一関、水沢、北上の各ハローワークマザーズコーナーでは、お子様連れでも相談しやすい環境を維持し、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型支援を強化する。

また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進する。

2 仕事と育児・介護の両立支援

(1) 男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

少子高齢化が急速に進展する中で、出産・育児や介護等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女とも仕事と育児・介護等を両立できる社会を実現することが重要である。

これを踏まえ、令和7年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法において、育児休業等取得状況の公表義務の対象を 300 人超の事業主に拡大することや子の看護休暇の拡充、介護離職防止のため仕事と介護の両立支援制度等の個別周知・意向確認の義務付けなどが行われることから、改正法の円滑な施行に向け、労使団体と連携して周知に努める。

さらに、3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が希望に応じて柔軟な働き方を実現できるようにするための措置等については、令和7年10月1日からの円滑な施行に向け、あらゆる機会を捉えて周知

を行う。あわせて、労働者の権利侵害や育児・介護休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案に対して積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

また、育児休業や育児短時間勤務期間中に業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組を行った事業主が利用できる両立支援等助成金の活用促進等、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図る。

(2) 次世代育成支援対策の推進等

次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定に当たり、改正法により、令和7年4月1日から育児休業の取得状況や労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定の義務付けが新たに行われることから、その内容について、引き続き労使に十分に理解されるよう周知に取り組む。

また、「くるみん」、「くるみんプラス」などの認定基準の見直しが行われたことから、その内容について広く周知するとともに、認定を受けた企業については優秀な人材の確保や公共調達時に加点評価されること等のメリットがあることを周知することにより、認定制度のさらなる利用を促す。

さらに、県内の魅力ある企業を発信するために、認定取得企業の取組内容等を広く周知する。

3 中高年層、若者等労働者等への支援

(1) 中高年層への活躍支援

ハローワーク盛岡に就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援に取り組む。

(2) 正社員就職を希望する若者への支援

正社員就職を希望する若者については、わかもの支援コーナー（ハローワーク盛岡菜園庁舎）や各ハローワークにおいて、担当者制による職業相談、個別支援計画に基づくきめ細かな就職支援、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、ステップアップ型の計画的で一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図る。

(3) 新規学卒者等への支援

新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによるキャリア支援や心理的サポートも含めた個別支援を実施する。

また、学校と連携し、学校での出張相談を行うとともに、就職活動が困難な学生等を新卒応援ハローワークに誘導する。

さらに、若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業の紹介冊子や動画公開により県内優良企業の情報発信に取り組む。

これらの支援策の実施にあたっては、県や使用者団体・労働者団体・教育機関等の関係機関で構成される「いわてで働こう推進協議会」において情報共有を図る。また、各機関の支援策の周知など、相互に連携して取り組む。

(4) 地域若者サポートステーションにおける就労自立支援

就労に当たって課題を有する若年無業者については、労働局・ハローワークと地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の連携体制を整え、ハローワークに来所した求職者のうちサポステの支援が必要な者をサポステに誘導するとともに、サポステの支援を経てハローワークに誘導された者への就職支援を実施する。

4 高齢者、障害者、外国人労働者に対する支援

(1) 高齢者の就労・社会参加の促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備

令和3年4月から努力義務化された70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図る。

また、高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針、高年齢者雇用安定法Q&Aの周知を図り、事業主がこれらを徹底し、労働条件が適切に設定されるよう啓発指導に取り組む。

イ ハローワークの生涯現役支援窓口などでのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク盛岡・一関・水沢に設置している「生涯現役支援窓口」において、シニア世代の就業ニーズ等を踏まえた職業相談、求職活動の方法（履歴書の書き方、面接の受け方等）に関するセミナーや個別支援などを行うとともに、シニア世代の採用に意欲的な事業所や就業ニーズにマッチする求人の開拓を実施する。

また、多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する者には、シルバー人材センターへの誘導を行う。

（２）障害者の就労促進

ア 障害者雇用率未達成企業等への障害者の雇い入れ支援

令和７年４月に除外率が10ポイント引き下げられ、令和８年７月には法定雇用率の2.7％への引き上げが行われる予定であることから、今後も雇用率未達成企業の増加が懸念される。

そのため、除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業への周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進する。特に、障害者の雇用経験やノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援を実施するなど、障害者の雇い入れ支援を行う。

また、公務部門（県や市町村の機関）においても、雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行う。

イ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応し就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置し、事業所に対する啓発、課題解決のための相談や求職者に対する専門的なカウンセリング等行うとともに岩手障害者職業センター・各障害者就業・生活支援センター・岩手県難病相談支援センター等関係機関と連携しながら、多様な障害特性に対応した支援を行う。

（３）外国人労働者に対する支援

ア 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保、改善の取組促進

技能実習制度の見直しによって令和６年６月に公布された育成就労制度の施行により、今後において外国人の転籍支援等が行われることになっており、外国人育成就労機構（現「外国人技能実習機構」）等とのより一層の連携強化が必要となっている。

それに向け、当面の間、外国人労働者に係る労働市場の状況を注視しつつ、外国人雇用状況届の確実な届出と適正化に取り組む。

また、労働局・ハローワークによるセミナーや事業所訪問等を通じて雇用管理の改善指導を行うとともに、企業からの各種相談についても丁寧な助言・援助を行う。

イ 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

監督署においては、関係機関との連携のもと労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、増加傾向にある外国人労働者が容易に理

解できる 10 か国語で提供される労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知及び厚生労働省委託事業で実施する事業主向けセミナーの受講勧奨等の実施を促進することにより、労働災害防止対策を推進する。

5 人手不足への対応等

上記の女性活躍や仕事と育児・介護の両立支援等は人手不足への対応にも資するほか、以下の事項について、積極的に取り組んでいく。

(1) 人手不足分野の人材確保

医療・介護・保育・建設・運輸・警備などの人手不足分野での人材確保を促進するため、ハローワーク盛岡に設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、求職者へのきめ細かな相談、職業訓練や講習へのあっせん、求人者に対する求人充足に向けた条件緩和指導などのマッチング支援を実施する。

また、ナースセンターや福祉人材センター、介護労働安定センター等の関係機関と連携した人材確保支援（就職相談会、職場見学会、就職面接会等）に取り組む。

(2) 求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、きめ細かな事業所情報の収集と、これを踏まえた求人事業所に対する求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援の助言等、求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図る。

(3) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、Web 会議サービスを活用してオンラインによる業務を実施することとし、来所困難者等を対象とした雇用保険のオンライン失業認定については、行政サービスの向上の観点から適切な運用を進める。また、ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得を促進する。加えて、多くの求職者に対して、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS 等を活用し、周知・広報に取り組む。

(4) 自治体との連携による雇用対策の推進

地域雇用の様々な課題に対応するため、各自治体と締結している雇用対策協定に基づき、労働局と自治体がそれぞれの強みを活かし、連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施するとともに、岩手県、盛岡市、奥州市と実施している一体的実施施設については、各機関と連携を図り、円滑に運営する。

その他の地域においても、人手不足対策、若者の地元定着、U・I ターンの促進等について、各自治体と連携して取り組む。

また、地域雇用活性化促進事業の実施地域（二戸地域）や応募検討地

域について、地域の特性を生かした雇用創出のため適切な支援を行う。

(5) 雇用仲介事業者への対応

職業安定法施行規則及び指針の改正により、雇用仲介事業については、法令遵守徹底のためのルールと施行強化の観点から、令和7年1月1日より、お祝い金・転職勧奨禁止について職業紹介事業の許可条件とされ、これに加え、令和7年4月1日からは、募集情報等提供事業にて労働者の登録から就職・定着までの全ての過程における金銭等の提供が原則禁止されることとなったところである。

この改正について、事業者をはじめとした関係者へ広く周知徹底を図ると同時に、ハローワークにおいて、雇用仲介事業者を利用する求職者等からの相談があった場合に、円滑に需給調整事業室へ誘導できるよう、ハローワーク職員へ知識の共有を図る。

6 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付制度の拡充について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施する。

また、改正雇用保険法等により、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金や、雇用保険被保険者以外の方に対して教育訓練費用と生活費を融資する新たな融資制度が令和7年10月に創設・施行予定であり、円滑な施行に向けて周知を図る。

(2) 地域のニーズに対応した職業訓練の実施、活用促進

岩手県地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練のコース設定を行うとともに、協議会の下に設置されているワーキンググループにおいて、訓練修了者や採用企業、訓練施設等へのヒアリングによる訓練効果の検証及び訓練カリキュラム改善促進策の検討など、地域の課題に沿った議論を行い、効果的な人材育成を進めていく。

ハローワークにおいては、やむを得ず離職した方の再就職、人手不足分野への職種転換等を促進するため、必要な技能・知識を習得するための職業訓練の受講を積極的に促す。

また、雇用保険を受給できない者には求職者支援制度の活用も積極的に促す。

さらに、職業訓練を通じて身につけた技能・知識を活かした就職を実現させるため、訓練期間中から訓練修了後まできめ細かな支援を実施し、再就職の促進を図る。

(3) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

在職者への学び直し支援等を目的として設置された「キャリア形成・リスキリング支援センター」及びハローワーク内の「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」において、キャリアコンサルタントによるキャリアアップに関する継続的な相談支援を実施する。

(4) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、賃金助成額の引き上げや、非正規雇用労働者に対する助成メニューの見直しについて周知を行うとともに、事業展開等リスキリング支援コースの積極的な活用勧奨を行い、人材育成に取り組む事業主を支援する。

第5 職場環境改善に向けた取組

1 総合的ハラスメント対策の推進

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置の徹底

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタハラ）等、職場におけるハラスメントは労働者の尊厳を傷つけるものであり、働く人の能力発揮の妨げとなるだけでなく、労働災害にもつながることから、ハラスメント防止措置を講じていない事業主に対して厳正な指導を実施する。

また、職場におけるハラスメント撲滅に向けて、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」では、事業主が取り組むべき具体的な対策・留意点をまとめたリーフレットや、岩手働き方改革推進支援センターにおけるセミナー等を通じ、集中的な周知啓発を実施する。

(2) カスタマーハラスメント対策及び就活ハラスメント対策の推進

カスタマーハラスメント対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルを活用して、企業の取組を促す。また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについては、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図り、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の企業向け研修動画や各種ツールの活用促進を図り、企業の取組を促す。

学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレット（チラシ）を活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求める。

さらに、カスタマーハラスメント対策を含む労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、周知に取り組む。

(3) ハラスメントに起因する労災への適切な対応

近年の精神障害による出来事別の労災支給決定(認定)件数をみると、ハラスメント事案が増加しており、事業場での再発防止対策等を進めていく必要があることから、精神障害に係る労災請求について支給決定したもののうち、パワーハラスメント事案については、労働施策総合推進法等に係る職場のハラスメント防止対策並びに安全衛生法に係るメンタルヘルス対策の指導を行う。

(4) 総合労働相談に対する適切な対応

職場における各種ハラスメントや労働条件等のあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、県内全監督署に設置している「総合労働相談コーナー」によるきめ細かな相談対応を行う。

また、労働局長による助言・指導の効果的な実施や紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応等により、個別労働紛争の早期の解決を促進する。

さらに、管内の労働相談対応や個別労働紛争の迅速解決のため、労働局内各部との連携のほか、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催、使用者による障害者虐待に係る事案については相互通報制度の円滑な運用等、迅速な救済を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。

2 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制

ア 長時間労働の抑制に向けた監督指導体制の強化等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向け、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施する。

また、過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策の策定を求める指導を実施する。

さらに、「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」等により、過労死等防止啓発月間において「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催や民間団体の活動に対する支援等を行うなど、過労死等の防止対策について効果的に推進する。

イ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては県民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き、令和6年度適用開始業務等の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて、必要

な周知を行う。

また、トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、労働局に編成した「荷主特別対策チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請と、その改善に向けた働きかけを行うとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行う。さらに、改正後の改善基準告示について引き続き丁寧に周知を行う。

医師については、他の職種との業務分担（タスクシフト／タスクシェア）など、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、岩手県医療勤務環境改善支援センターによるきめ細かな相談対応、助言などを引き続き行う。

これらの取組とともに、こうした業種を含め、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主等に対し、全ての監督署に編成している「労働時間相談・支援班」（以下「支援班」という。）や岩手働き方改革推進支援センターにおいて、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行うとともに、働き方改革推進支援助成金の活用を促進・支援を行う。

ウ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、引き続き、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努める。

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、労働基準関係法令違反が認められなくても、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる場合には、その通報趣旨を丁寧に説明の上、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に確実に通報する。

エ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。また、岩手働き方改革推進支援センターによる窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行う。

支援班において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問

により、改正労働基準法等の周知はもとより、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等を中心としたきめ細かな支援を引き続き実施する。

(2) 労働条件の確保・改善対策

ア 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的な法定労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図り、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処する。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底し、監督指導において当該ガイドラインに基づく労働時間管理が行われているか確認するとともに、違法な時間外・休日労働や賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導する。

加えて、常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、労働関係法令の知識付与のため、高校生・大学生等を対象とした労働条件セミナーを開催する。

イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

技能実習生を含めた外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者等の法定労働条件の履行確保を図り、関係機関との連携のもと相互通報制度を確実に運用する。

ウ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、事案の把握及び調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発

労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることから、事業者に対し、様々な機会を通じて安全衛生対策に取り組む必要性や意義、経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを含め、積極的に周知啓発を行い、自発的な安全衛生対策の取組の促進を図る。

加えて、令和7年1月から労働者死傷病報告等の電子申請が原則義務化されたことから、電子申請の対応への懇切丁寧な相談支援を行う。

イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

近年増加傾向にある「転倒」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）防止対策については、労働災害のうち行動災害の占める割合が特に多い小売業や介護施設について、令和４年度に設置したＳＡＦＥ協議会の運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援するとともに、関係者団体等を通じて周知を図る。

さらに、例年１２月から２月にかけて転倒災害が多発する傾向にあることから、この間を「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、引き続き重点的な指導を行う。また、冬季特有要因による労働災害全般の防止については、１２月から１月にかけて岩手労働災害防止団体連絡協議会と連携して展開している「いわて年末年始無災害運動」を通じて、その防止を図る。

ウ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者が安心して安全に働くため、照度の確保、段差の解消等の職場環境の改善や予防のための身体機能の維持向上の取組等を示した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び令和７年度から内容の拡充が予定されている中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

エ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第２２条の規定に基づく健康障害防止に関して、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者には義務付ける改正省令が令和５年４月１日から施行されているため、引き続き、事業場に対して指導、周知・啓発を図るとともに、令和７年４月から労働安全衛生法第２０条、第２１条及び第２５条の規定に基づく立ち入り禁止や退避等の措置が労働者以外の作業員にも拡大されるため事業場に対する周知及び指導の徹底を図る。

また、フリーランスを含めた個人事業者等に対しては、令和６年５月２８日に策定された「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」について周知・啓発を図る。

オ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害を防止するため、昇降設備の設置や保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を最大積載量２トン以上に拡大することやテール

ゲートリフターの特別教育などを内容とし、令和５年３月に改正された労働安全衛生規則について引き続き周知を図るとともに的確な監督指導等を実施する。加えて、荷主等との協議組織の設置、墜落・転落災害やフォークリフトによる労働災害の防止対策等を示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、一側足場の使用範囲の明確化、足場点検者の指名の義務化を内容とし、令和５年３月に改正された労働安全衛生規則や各種ガイドラインの周知徹底を図るとともに、引き続き建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進する。

林業については、伐木作業時の死亡労働災害が多発していることから「チェーンソーによる伐採作業等の安全に関するガイドライン」等の周知徹底を図るとともに、車両系木材伐出機械等による災害防止対策も含め、他の行政機関や災害防止団体との連携を強化し、林業における労働災害、特に死亡労働災害の防止対策を一層促進する。

カ 労働者の健康確保対策の推進

（ア）メンタルヘルス対策等

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、医師による面接指導やストレスチェック制度、衛生委員会等における調査審議、相談体制の整備等をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」について周知を行う。

（イ）産業保健活動の推進

中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援するため、岩手産業保健総合支援センターが行う産業医等の産業保健スタッフや事業者向けの研修、メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援対策の個別訪問支援、岩手県内の各地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援等について利用勧奨を行う。

治療と仕事の両立支援は、労働者が安心して相談・申出を行える

環境を作り、主治医、会社・産業医と両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進するなど引き続き、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の周知啓発を行うとともに、労働局に設置している「岩手県地域両立支援推進チーム」の活動を通して、両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、岩手県内の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図る。

また、岩手県地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、(独)労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図る。

キ 新たな化学物質規制の周知・指導等の健康障害対策の推進

(ア) 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的管理に係る労働安全衛生関係法令が令和6年4月から全面施行されたことから、その円滑な実施のため化学物質管理強調月間などの機会を活用し引き続き周知を図る。また、化学物質管理者の選任をはじめ、SDS(安全データシート)等による危険性・有害性情報の的確な通知、SDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づくばく露低減措置や、皮膚等障害化学物質への直接接触の防止のための保護具の使用等が適切に実施されるよう丁寧な指導を行うとともに、化学物質を使用している第三次産業や中小規模事業場に対してはそれぞれの業種に応じた業種別マニュアルの周知・活用を図る。

呼吸用保護具や化学防護手袋などの保護具の適正使用、労働者の呼吸域の作業環境の把握のための個人ばく露測定の円滑な導入に向け補助金制度の活用を含めた周知を行う。

(イ) 石綿による健康障害防止対策の推進

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則に基づき、令和5年10月から建築物、鋼製の船舶に義務付けられた建築物石綿含有建材調査者講習の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図る。

(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

ア 過労死等事案等に係る迅速かつ適正な労災認定

労災保険給付の請求について、標準処理期間内に完結する迅速な

事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。

特に、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案（過労死等事案）については、労働局・監督署一体となった組織的な管理体制の下、認定基準等に基づいた迅速かつ的確な調査及び認定を行う。

また、労災請求、調査及び認定の各段階において、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で必要な情報を共有するなど密接に連携し組織的な対応を徹底する。

イ 請求人等への懇切・丁寧な対応

労災保険の窓口業務等について、相談者等に対する懇切・丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底する。

3 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワークライフバランスの促進

ア 適正な労務管理下におけるテレワークの導入・定着の促進

人口減少社会において、人材の確保・定着は企業にとっては喫緊の課題であり、柔軟な働き方がしやすい職場環境の整備が求められている。

令和7年4月1日から施行される育児・介護休業法の改正では、3歳未満の子の養育のための短時間勤務制度の代替措置にテレワークが追加されたことを踏まえ、子育てや介護と仕事との両立、ワークライフバランスの向上に資するテレワークについて、導入・定着促進を図る。その際、「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」や「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行うなど、テレワークに関する企業の環境整備を支援する。

イ 勤務間インターバル制度導入促進のための支援

勤務間インターバル制度は、労働者の健康の維持・向上とワークライフバランスの確保に資するものであり、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」にも、勤務間インターバル制度の導入に関連する目標が記載されており、働き方・休み方改善コンサルタントによる企業訪問等の際、ポータルサイトやマニュアルにより導入の効果や導入フローを分かりやすく説明することや、働き方改革推進支援助成金の活用等を通じて導入促進を図る。

ウ 年次有給休暇の取得等による休み方改革の推進

働き方改革関連法により、年次有給休暇の時季指定義務が適用されており、監督指導時には、法の趣旨に沿った適正な運用が行われているか確認する。

また、各種研修会等においてパンフレット等を活用し法制度の説明を行うほか、年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、ゴールデンウィーク・年

末年始等の年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

さらに、労働者のワークライフバランスや年次休暇の取得促進等に資することから、病気休暇、ボランティア休暇等の特別休暇についても、働き方改革推進支援助成金を活用しつつ、企業への導入を図る。

4 フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランス（フリーランス・事業者間取引適正化等法上の特定受託事業者）から本法の就業環境の整備に関する申出があった場合には、必要に応じて東北経済産業局、公正取引委員会東北事務所との調整の上、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、必要な対応を行う。

また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル 110 番」を紹介するなど適切に対応する。

さらに、監督署において、労働者性に疑義がある方から相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行う。

おって、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底する。

令和7年度岩手労働局主要業務予定表

(No.1)

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
総務部	総務課	○ 新規採用職員辞令交付(4/1) ○ 出納官吏等交替検査(4/1) ○ 新規採用職員研修(局内・4/1) ○ 労働行政職員基礎研修(4/7～9)	○ 労働基準監督官採用第1次試験(5/25)	○ 定期健康診断(一般・VDT)開始(～令和8年1月)	○ 国家公務員安全週間(7/1～7) ○ 庶務会計内部監査指導(局内) ○ 健康安全委員会 ○ 共済組合運営協議会 ○ 業務簡素化検討委員会		
	労働保険徴収室	○ 滞納整理強化月間 ○ 収入官吏交替検査(4/1) ○ 新任適用徴収職員研修 ○ 新任監督署長・副署長研修 ○ 未手続事業一掃対策協議会(第1回)	○ 電子申請利用促進月間 ○ 督促状発送(第4期分) ○ 労働保険年度更新業務担当者会議 ○ 東北北3局労働保険徴収室会議(主催局:岩手局)	○ 年度更新業務 ○ 個別事業主に対する年度更新等記載相談会	○ 年度更新業務 ○ 滞納整理強化月間 ○ 事務組合監査・指導(算調)	○ 年度更新業務 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 労働保険事務組合事務担当者基礎研修	○ 年度更新業務 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 労災補償業務監察同行による業務指導 ○ 未手続事業一掃対策協議会(第2回) ○ 岩手社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会(第1回)
雇用環境・均等室		○ 岩手紛争調整委員会(下) ○ 岩手紛争調整委員会調停委員会(下) ○ 「学生アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン4～7月 ○ 署・所長合同会議 ○ 記者懇談会(1日)	○ 岩手地域産業労働懇談会<経営>(中) ○ 記者懇談会(2日、30日)	○ 岩手地域産業労働懇談会<労働>(下) ○ 記者懇談会(27日)	○ 年休取得促進(夏季休暇) ○ 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(上)	○ 記者懇談会(1日、29日)	
労働基準部	監督課	○ 転入監督官会議 ○ 方面主任・監督課長会議 ○ 署長会議		○ 外国人労働者問題啓発月間 ○ (労働基準監督官採用第1次試験)	○ 地方労働基準監察		○ 地方労働基準監察
	健康安全課	○ 安特・衛特事業場集合指導会 ○ 新任安全衛生主務課長・担当者研修 ○ 安全衛生主務課長会議 ○ 安全衛生業務担当者会議 ○ stop!熱中症クールワークキャンペーン準備期間(～4/30)	○ 建設工事関係者連絡会議 ○ stop!熱中症クールワークキャンペーン(5/1～9/30)	○ 安全運転管理者講習(6～12月) ○ 健康管理手帳交付者に対する健康診断(じん肺、石棉、コールタール(～8月)) ○ 全国安全週間準備期間 ○ 岩手県地域両立支援推進チーム会議 ○ SAFE協議会(小売・社会福祉)	○ 全国安全週間(7/1～7) ○ 安全週間局長パトロール ○ 安全衛生労働局長表彰式(7/3) ○ stop!熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間(7/1～8/31) ○ 安全衛生業務指導	○ 登録教習機関、登録検査業者監査指導(～12月) ○ stop!熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間(7/1～8/31)	○ 岩手県産業安全衛生大会(9/26) ○ 安全衛生業務指導 ○ 全国労働衛生週間準備期間
	賃金室		○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 最低賃金基礎調査	○ 岩手地方最低賃金審議会委員による実地視察 ○ 最低賃金基礎調査	○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 最低賃金基礎調査 ○ 賃金構造基本統計調査	○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 賃金構造基本統計調査 ○ 最低工賃実態調査	○ 岩手地方最低賃金審議会 ○ 賃金構造基本統計調査 ○ 最低工賃実態調査
	労災補償課	○ 新任労働基準監督署長・副署長研修(上) ○ 労災業務初任者研修 ○ 労災補償業務指導	○ 労災補償業務監察(机上)	○ 労災補償業務監察(机上)			○ 労災補償業務監察(実地) ○ 給付業務担当者研修
	職業安定課	○ 岩手労働関係連絡調整会議職業安定分科会 ○ 県下公共職業安定所長会議	○ 人材確保対策推進協議会	○ 県下統括職業指導官等会議 ○ 給付担当者会議 ○ 雇用保険業務監察 ○ 岩手県生活保護受給者等就労自立促進協議会	○ 雇用保険業務監察 ○ 適用担当者会議		○ 雇用保険業務監察 ○ 生保事業担当者研修会
職業安定部	需調室						
	訓練室			○ 職業訓練担当者連絡会議			
	職業対策課	○ 一関市・平泉町雇用対策協定運営協議会 ○ 奥州市並びに金ヶ崎町雇用対策協定運営協議会 ○ 北上市雇用対策協定運営協議会 ○ 久慈市雇用対策協定運営協議会	○ 一関市・平泉町雇用対策協定運営協議会 ○ 奥州市並びに金ヶ崎町雇用対策協定運営協議会 ○ 北上市雇用対策協定運営協議会 ○ 久慈市雇用対策協定運営協議会	○ 外国人労働者問題啓発月間 ○ 長期療養者就業支援担当者連絡協議会 ○ 岩手県障害者技能競技大会	○ 高齢者及び障害者雇用状況報告(6・1調査) ○ 岩手県農林漁業就業支援連絡協議会	○ 高齢者及び障害者雇用状況報告(6・1調査) ○ 特別支援学校就労支援セミナー(8月～10月)	○ 障害者就職相談会(盛岡地区・県南地区)(9月～11月) ○ 岩手県障害者雇用優良事業所等表彰式 ○ 障害者の雇用促進及び障害者雇用達成集中支援機関(～3月) ○ 岩手県林業雇用改善推進会議

		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
総務部	総務課	○ 国家公務員健康週間(10/1～7) ○ 庶務会計内部監査指導(署所)	○ 庶務会計内部監査指導(署所) ○ 労働行政職員基礎研修	○ 国家公務員倫理月間 ○ ハラスメント防止週間(12/3～9) ○ 庶務会計内部監査指導(総務課2回目、徴収室)	○ 永年勤続職員表彰 ○ 労働基準監督官・厚生労働事務官採用試験説明会(1～2月)		○ 出納官吏等定時検査(3/31) ○ 辞令伝達交付式(3/31) ○ 庶務会計主務課長・担当者会議 ○ 新任局課室長・署所長研修 ○ 新任署所課長級職員研修
	労働保険徴収室	○ 滞納整理強化月間 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 労災補償業務監察同行による業務指導	○ 労働保険未手続事業一掃強化期間 ○ 督促状発送(第1期分) ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 算定基礎調査(個別)	○ 債権整理月間 ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 算定基礎調査(個別)	○ 滞納整理強化月間 ○ 督促状発送(第2期分) ○ 事務組合監査・指導(算調) ○ 算定基礎調査(個別)	○ 算定基礎調査(個別) ○ 岩手社会保険・労働保険徴収事務連絡協議会(第2回)	○ 滞納整理強化月間 ○ 収入官吏定時検査(3/31) ○ 督促状発送(第3期分) ○ 労働保険主務課長(基準)会議 ○ 未手続事業一掃対策協議会(第3回) ○ 新任労働保険主務課長(基準)研修
雇用環境・均等室		○ 合同労働相談会(26日) ○ 年休取得促進(促進月間) ○ 記者懇談会(3日、31日)	○ 岩手地方労働審議会(上) ○ しわ寄せ防止キャンペーン月間 ○ 記者懇談会(28日)	○ 運営方針策定会議(中) ○ ハラスメント撲滅月間 ○ 年休取得促進(年末年始) ○ 記者懇談会(26日)	○ 記者懇談会(30日)	○ 岩手労働関係連絡調整会議(中)(知事懇談会) ○ 広報委員会(下)	○ 岩手地方労働審議会(中) ○ 年休取得促進(春季) ○ 記者懇談会(3日、31日) ○ 署・所長合同会議
労働基準部	監督課	○ 地方労働基準監察 ○ 技術研修	○ 過労死等防止啓発月間(過重労働解消キャンペーン)	○ 建設業一斉監督 ○ 司法協議会	○ 最賃監督 ○ 司法研修	○ 最賃監督	○ 署長会議 ○ 一主任・監督課長会議 ○ 監督指導業務計画調整会議
	健康安全課	○ 全国労働衛生週間(10/1～7)	○ 年末年始無災害運動準備期間 ○ 安全衛生労使専門家会議	○ 年末年始無災害運動(12/1～) ○ 東北6局局長/パトロール ○ 健康管理手帳交付者に対する健康診断(石綿、コールタール(～2月)) ○ 冬季転倒災害防止対策強化期間(12/1～2/28)	○ 年末年始無災害運動(～1/31) ○ 冬季転倒災害防止対策強化期間(12/1～2/28)	○ SAFE協議会(小売・社会福祉) ○ 冬季転倒災害防止対策強化期間(12/1～2/28)	○ 安全衛生主務課長会議(一主任・監督課長会議と合同) ○ 安全衛生業務計画調整会議
	賃金室	○ 岩手地方最低賃金審議会	○ 家内労働概況調査	○ 最低工資専門部会	○ 最低工資専門部会	○ 最低工資専門部会	○ 岩手地方最低賃金審議会
	労災補償課	○ 労災補償業務監察(実地)	○ 北海道・東北ブロック労災補償課長会議(青森)		○ 労災指定医療機関個別指導	○ 労災指定医療機関個別指導	○ 労災主務課長会議(上) ○ 新任労災主務課長研修(下)
職業安定部	職業安定課	○ 県下公共職業安定所債権管理・回収担当者研修会 ○ 雇用保険業務監察 ○ 岩手子育て女性の就職支援協議会 ○ 県下公共職業安定所長会議	○ 職業安定監察 ○ 雇用保険業務監察 ○ 債権管理・回収強化月間	○ 職業安定監察 ○ 雇用保険業務監察			○ 岩手県高等学校就職支援問題検討会議 ○ 県下公共職業安定所長会議
	需調室		○ 北海道・東北ブロック需給調整事業担当者会議	○ 派遣元事業所セミナー	○ 職業紹介事業所セミナー	○ 労働者派遣事業適正運営協力員会議	○ 全国需給調整事業担当部課(室)長会議
	訓練室	○ 訓練実施機関向け就職支援スキルアップセミナー	○ 岩手県地域職業能力開発促進協議会(第1回)				○ 岩手県地域職業能力開発促進協議会(第2回)
職業対策課						○ 障害者就業・生活支援センター事業監査	○ 新任障害者業務担当者研修 ○ 岩手県総合就労支援一体的運営協議会 ○ 岩手県雇用対策協定運営協議会

令和7年度 岩手労働局広報計画表

(No. 1)

発表月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
労働局	○報道関係記者懇談会(1日)	○報道関係記者懇談会(2日、30日)	○報道関係記者懇談会(27日)		○報道関係記者懇談会(1日、29日)		○報道関係記者懇談会(3日、31日)
総務課							
労働保険徴収室	○電子申請利用促進期間 <5月>	○令和7年度労働保険年度更新等 手続(6月1日~7月10日)					○労働保険未手続 事業一掃強化期間 <11月>
雇用環境均等室				○令和6年度個別 労働紛争解決制度 施行状況		○合同労働相談会	
監査課						○令和6年度長 時間労働が疑われ る事業場への監督 指導結果	○過労死等防止啓 発月間 <11月>
健康安全課	○令和6年(1月 ~12月)労働災 害発生状況(確 定)	○全国安全週間 <7月> ○熱中症防止対策	○安全衛生労働局 長表彰<7月> ○局長パトロール		○全国労働衛生週 間 <10月> ○岩手県産業安全 衛生大会(9月26 日)		
賃金室		○改定最低賃金の 周知・広報		○県最賃改正諮問 に係る広報	○県最賃の改正決 定(予定)	○改定県最賃の周 知・広報	○産別最賃の改正 決定(予定)
労災補償課							
職業安定課	○令和7年3月新 規大卒者等就職 内定状況(最終)		○令和8年3月新 規高卒予定者対 象求人への受理状 況	○令和7年3月新 規高卒者の職業 紹介状況(最終)	○ひとり親全力サ ポートキャンペ ーン		
訓練室							
職業対策課		○令和7年度一関 市・平泉町雇用 対策協定事業計 画 ○令和7年度北上 市雇用対策協定 事業計画 ○令和7年度久慈 市雇用対策協定 事業計画 ○令和7年度久慈 市雇用対策協定 事業計画	○令和7年度岩手 県雇用対策協定 事業計画 ○外国人労働者問 題啓発月間			○障害者雇用支援 月間	

※ 「記者懇談会」は「一般職業紹介状況」の公表日(全国一律)に合わせて開催している。

※ 通常、「記者懇談会」又は「投げ込み」による発表とし、< >はイベント等の実施月である。

発表月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	定 期	随時・その他
労働局	○報道関係記者懇談会(28日)	○報道関係記者懇談会(26日)	○報道関係記者懇談会(30日)		○報道関係記者懇談会(3日、31日)		
総務課				○労働基準監督官採用試験(～3月)	○定期人事異動		
労働保険徴収室							○口座振替納付制度の利用促進
雇用環境・均等室	○ハラスメント撲滅月間						○次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 ○女性活躍推進法に基づく認定企業 ○地方労働審議会開催状況(議事録)
監査課	○局長によるベストプラクティス企業訪問			○建設業一斉監督結果			○司法送検
健康安全課	○いわて年末年始無災害運動イベント<12月1日> ○東北6局局長パトロール				○熱中症防止対策	○労働災害発生状況(速報)	
賃金室	○改定産別最賃の周知・広報						
労災補償課							
職業安全課	○総合評価に係る取組状況等(令和6年度総括)					○一般職業紹介状況	○新規学校卒業者就職内定状況等 ○若者雇用促進法に基づく認定制度(ユースエール)認定企業
訓練室		○人材開発促進月間					
職業対策課		○岩手県における障害者雇用状況集計結果(令和7年6月1日現在) ○岩手県における令和7年「高齢者雇用状況」集計結果	○岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況				